

事務連絡  
令和2年3月31日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた  
幼保連携型認定こども園の園児及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、幼保連携型認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく園児の健康診断及び職員の健康診断の実施については下記のとおり取り扱うこととします。

なお、幼稚園型認定こども園については、文部科学省が発出した「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）に基づきご対応を、保育所型認定こども園については、児童福祉施設の設備及び運営の基準（昭和23年厚生省令第63号）に沿ってご対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 園児の健康診断（認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項）の実施について

園児の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする）ことを原則としているが、新型コロナウイルスの影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって入園時及び毎年度2回実施することが出来ない場合には、当該年度末日までの間に、少なくとも1回は実施すること。

2. 職員の定期の健康診断（認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法第 15 条第 1 項）について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することが出来ない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

園児の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による園児の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

（本件担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官付

（認定こども園担当）

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

基発 0303 第 1 号  
令和 2 年 3 月 3 日  
改 正 基発 0311 第 3 号  
令和 2 年 3 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく  
健康診断の実施等に係る対応について

標記について令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を  
もって通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下のとおり改正す  
るので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について  
適切に対応されたい。

#### 記

##### 1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断のうち、労働安全  
衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、第  
44 条に基づく定期健康診断、第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働  
安全衛生法第 66 条第 1 項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス  
感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が  
雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年  
以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合

③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のおりとする。

## 2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。